

令和3年 予算審査特別委員会（個別質疑）

- 1 開催期日 令和3年3月3日（水） 午前10時00分から午後1時37分
- 2 開催場所 市役所5階 本会議場
- 3 出席委員 川崎彰治委員長、山本博己副委員長、大迫彰委員、藤田豊委員、木村真千子委員、滝久美子委員、坂本覚委員、沢岡信広委員、桜井芳信委員、青木崇委員、久保田智委員、永井桃委員、人見哲哉委員、稲田保子委員、小田島雅博委員、佐藤敏男委員、鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、橋本博委員、中川昌憲委員
- 4 欠席委員 島崎圭介委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長	川村裕樹	企画課長	橋本征紀
総合計画課長	佐藤直人	政策広報課長	及川浩司
財政課長	佐藤亮	都市計画課長	嘉屋康夫
ボールパーク推進課長	紫清文	ボールパーク施設課長	中垣和彦
財政・予算担当主査	亀山貴宏		

【総務部】

総務部長	中屋直	防災危機管理担当部長	米川鉄也
総務課長	杉山正一	職員課長	奥山衛
行政管理課長	若澤路子	秘書課長	福田誠
税務課長	近藤将雄	危機管理課長	荒川亨
災害復興支援課長	伊達千秋	情報推進担当主査	宮川敬

【市民環境部】

市民環境部長	高橋直樹
--------	------

【保健福祉部】

保健福祉部長	三上勤也
--------	------

【子育て支援部】

子育て支援部長	広田律
---------	-----

【経済部】

経済部長 砂 金 和 英

【会計室】

会計室長 櫻 井 洋 史 契約課長 庄 司 直 義

会計課長 宮 下 照 太 郎

【教育部】

教育部長 千 葉 直 樹

【監査事務局】

監査委員事務局長 川 合 隆 典 監査委員事務局次長 安 田 寿 文

7 事 務 局

議会事務局長 藤 木 幹 久 議会事務局次長 大 野 聡 美

主事 金 田 周 主事 坂 井 明 日 加

8 傍 聴 者 なし

9 案 件 議案第17号 令和3年度北広島市一般会計予算
 議案第18号 令和3年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第19号 令和3年度北広島市霊園事業特別会計予算
 議案第20号 令和3年度北広島市介護保険特別会計予算
 議案第21号 令和3年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第22号 令和3年度北広島市水道事業会計予算
 議案第23号 令和3年度北広島市下水道事業会計予算

議事の経過

川崎委員長

ただいまから予算審査特別委員会を開会します。

本日の日程は配付済みの審査方法等協議資料に記載のとおりでございます。各委員にご協力いただき、日程どおり審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

審査に入ります前に、質疑の方法について確認いたします。質疑は提出いただいた通告にのっとり行っていただきます。回数は3回までといたします。質疑の順番は挙手いただき、委員長が指名した順といたします。総括質疑を行う場合には、留保する必要がありますので、その旨を発言されますようお願いいたします。また、簡潔な質疑、答弁をお願いいたします。

なお、傍聴の取扱いについては、申合せにより許可いたします。

それでは、

議案第17号 令和3年度北広島市一般会計予算

- 議案第18号 令和3年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第19号 令和3年度北広島市霊園事業特別会計予算
- 議案第20号 令和3年度北広島市介護保険特別会計予算
- 議案第21号 令和3年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 令和3年度北広島市水道事業会計予算
- 議案第23号 令和3年度北広島市下水道事業会計予算

以上7件を一括して議題といたします。

初めに、一般会計予算の歳入の質疑を行います。挙手をお願いいたします。

山本委員。

山本委員

まず、歳入の市税の問題です。まず、市税を全体で見ると、2億1千万円ぐらい減少しているんですけども、その内容を見ますと、市民税のほうで1億900万円ほど、固定資産税のほうで9,900万円ぐらい減少しているわけですが、まず、市民税のほうですけども、この1億900万円減少しているんですけども、この根拠はどうかということ、特に、この市民税に関しては、令和2年度に徴収猶予をやっていますけれども、それとの関係があるのかどうかということがあります。徴収猶予見込みというのは、どのように見込んでいるのかということも併せてお聞きしたいと思います。

次に、固定資産税ですけども、この固定資産税の来年度の見込みですけども、9,900万円減少しているということですけども、令和3年度から固定資産税についての新型コロナの影響を受けた事業者への減免制度というのが新たに設けられると承知しているんですけども、それが関係しているのかどうかということも併せて、どのような算出根拠になっているのかお伺いします。

次に、地方交付税と臨時財政対策債についてお伺いします。予算書のほうでは、20ページと46ページになります。まず、普通交付税のほうですけども、これは昨年から、昨年は38億9,500万円で、今年度は36億7,900万円ということで、2億円ぐらい減少しています。

臨時財政対策債のほうは、逆に昨年7億円から今年11億4千万円ということで、4億2千万円ほど増加しているわけですが、国の、地方公共団体の一般財源の確保方針を見ますと、全体的には、交付税というのは昨年並みを確保しましたと。それから、臨時財政対策債についても、若干の増と見込まれているわけですが、本市においては、この普通交付税の減少と臨時財政対策債大幅増加というのは、非常に国の予算との関係でいくと特徴があるものですから、どういう理由なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、3点目は、歳入全般のことですけども、来年度の当初予算については、市長選があるということで、骨格予算となっておりますけれども、この市長選後の政策予算に補正予算が組まれるわけですが、その財源というのは、市債を除き、どれぐらい確保しているのか。今回の当初予算との関係でどのように補正を見ているのかという辺りをお聞きしたいと思います。

それと、歳入区分の内訳がどうなっているのかも併せてお聞きしたいと思います。以上です。

川崎委員長

近藤税務課長。

近藤税務課長

私のほうからは、市税に関する部分で3点についてお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、市税につきましては、前年予算と比べまして、1億984万円の減額となっております。

て、このうち、個人市民税が6,078万9千円、法人市民税が4,905万1千円の減額となる推計を行っているところでございます。

個人市民税の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響による道内の経済の動向などから、所得の減少を見込みまして、また近年、増加傾向にあります税額控除の増加などを加味しまして、前年比として6,078万9千円、2.5%の減額で推計をしております。

また、法人市民税につきましては、平成29年度から税制改正におきまして、法人税割の税率改正が行われておりまして、12.1%から8.4%に引下げとなっております。この税率改正による減額と、あとは新型コロナウイルスに係る法人所得への影響などを加えまして、4,905万1千円、9.1%の減額の推計となっております。

次に、2点目の市民税の令和2年度における徴収猶予の見込みについてでございますが、この制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が大幅に減少した場合に、延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例の制度となっております。令和2年2月1日から今年の令和3年2月1日までに納期限が到来するものが対象となっております。市民税、個人市民税が現在のところ50件、そして猶予の適用金額が778万1,700円となっております。このうち、令和3年度の予算の見込みといたしましては、450万円程度の見込みをしているところでございます。

次に、3点目の固定資産税についてでございますが、令和3年度は3年に一度の評価替えの年に当たりませんが、税制改正によりまして、評価替えを行った結果、土地の課税額が上昇した場合には、令和3年度に限り、令和2年度の税額に据え置くといった措置が取られておりまして、全体で前年予算と比べて、9,835万9千円の減額となる推計をしたところでございます。

この推計におきましては、住宅の新築、減失に係る部分で3,400万円の増、償却資産で4千万円の増、その他、新築軽減の適用切れですとか、あとは徴収猶予の特例に係る令和3年度納付などによりまして、1千万円の増加で推計しております。また、減額分につきましては、家屋の評価替えによりまして、4,300万円の減、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策での固定資産税の軽減措置の適用で1億4千万円の減額で推計しておりまして、固定資産税全体で9,900万円の減額となっております。

また、この新型コロナウイルス緊急経済対策の軽減措置に係る1億4千万円の積算につきましては、新型コロナウイルス感染症の徴収猶予特例の申請状況などを基に積算しているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

川崎委員長

佐藤財政課長。

佐藤財政課長

私のほうからは、交付税の関係と骨格予算の関係ということでございまして、まず、交付税の関係でございます。国の令和3年度の地方財政対策でございますけれども、都道府県、市町村を含めた地方全体の財源につきましては、地方税や地方譲与税の減を受ける形で、地方交付税は5.1%の増、臨時財政対策債は74.5%の大幅な増、そして、地方交付税と臨時財政対策債を併せた実質的な地方交付税は16.2%の増と示されているところでございます。

一方、本市におきましては、令和2年度当初予算と比較しまして、普通交付税が5.5%の減、臨時財政対策債が60%の増、地方交付税と臨時財政対策債を併せた実質的な普通交付税は4.4%の増としたところでございます。

実質的な普通交付税の伸び率が国の地方財政対策の数字と比較して少なくなっておりますけれども、これ

は基準財政収入額の面では、市税について国が想定するほど市税は減少しないだろうと見込んでいることにより、基準財政収入額が多くなっていること、そして、歳出の基準財政需要額の面では、各算定項目の多くで基礎数値として使われています。国勢調査人口、これが5年に一度の改定年ということで、本市は人口が減少になっていますことから、国の想定ほどは基準財政需要額は伸びてこないだろうと見込んでいることが主な要因ということで、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた実質的な普通交付税の伸び率は、国が想定する地方全体の伸び率16.2%までは至らない4.4%増の47億9,900万円と算定しているところでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策において、国税収入の減少などによる交付税財源の減を行うため、伸び率が地方全体で75.5%の増で、これは都道府県の分も入っていますので、市町村分では57.7%の増と、大きく伸びる形で国が示されておりまして、本市においても国の想定に基づき、ほぼ同様の60%増の11億2千万円と算定したところでございます。

そして、実質的な普通交付税額47億9,900万円から臨時財政対策債の11億2千万円を差し引いた額が普通交付税となりますので、この額が36億7,900万円、5.5%の減となったものでございます。

総括しますと、国の想定ほどではないですけれども、実質的な普通交付税は伸びてきている。しかしながら、実質的な普通交付税の中から臨時財政対策債に割り振られる額が大きいため、対照的に普通交付税が減少となったということでございまして、石狩管内の他市の当初予算案もおおむね同様の傾向となっているところでございます。

次に、骨格予算編成の関係でございまして、令和3年度の予算編成は、主に市政運営の基本となる義務的及び経常的な経費を計上した骨格予算ということでございまして、7月の市長選挙後に新たな政策経費などを計上する、いわゆる肉づけ補正予算編成を行う予定としておりますけれども、その財源につきましては、令和3年度の当初予算編成においては、特段別に確保しているということではなく、例年決算において、3億円程度の繰越金が発生していることから、今後、令和2年度決算において発生する繰越金を主な財源として補正予算を編成していくことになるものと考えているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、市税ですけれども、内訳を今聞かせていただいたんですけれども、この中で、市税では法人税制の税制改正の減収というのが見込まれているわけですが、これについての減収補填というのは、国からあるんでしょうか。どういう形で来ているのか教えていただきたいと思っております。

それから、固定資産税も同じくこの評価替えの据置きとか、そういう形での減収がありますけれども、これの減免制度の適用もあると思うんですけれども、その辺りの減収補填というのも見込まれるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、交付税ですけれども、全体的に臨時財政対策債が非常に増えているということですが、確かに、基準財政需要額と差がいくと、減るということですが、この臨時財政対策債をこんなに増やして大丈夫なのかというところがあると思うんですけれども、その辺りはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

川崎委員長

近藤課長。

近藤税務課長

お答えさせていただきます。私のほうからは、税の関係でお答えさせていただきますが、税では、法人市民税の税率改正の部分の減収補填と、あとは固定資産税の軽減措置に係る減収補填という2点でございますが、私からは、固定資産税の軽減措置に係る減収分の補填についてお答えをさせていただきます。

固定資産税の軽減措置に係る軽減分の補填につきましては、地方特例交付金で軽減分の同額を措置されることとなっているところでございます。私のほうからは以上でございます。

川崎委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

まず、法人市民税の減収の関係ということで、令和元年度のときから比較すると、令和3年度だと、約2億円ぐらい減収になっていて、制度改正の部分もあるということでございます。基本的には、減収の部分につきましては、法人事業税交付金というのが新たに創設されていまして、こちらのほうで一部補填されるということで、令和2年度につきましては、7,900万円当初予算に計上しているところでございます。

それ以外につきましては、基本的に今回の法人税の減というのは、交付税の原資を増やすためにやったということで、基本的には税率が落ちた部分の生まれた財源については、全て交付税原資になるということで、交付税で各市町村に配付されるということになります。

いろいろ計算がたくさんあるので、交付税、歳入も歳出もありまして、全体的なところでいくので、なかなか、本当にこの影響額が交付税で全て補填されているのかというのを正確に出すのは難しいんですが、基本的には法人税額が減ると、基準財政収入額が減りますので、その減った分だけは交付税で増える形にはなりません。

ただ、75%しか見てくれないということで、25%分はその分は単純計算すると、法人市民税で来れば100%だったものが、交付税で来ると75%になるということで、25%減収はするんですけども、交付税全体の総体額がその分増えるので、その分で各市に割り振るという作業がありますから、25%減った分があっても、掛ける大本が増えているということは、基本的には減収の分は補填されるだろうと考えています。

また、不交付団体というのが全国に100前後あるんですけども、こちらのほうにつきましては、今回、法人市民税が減っても、交付税が交付されないで、そもそも、そこには支給されないということで、それで支給されないで余った財源についても、普通交付税の財源になって、交付団体のほうに来ますので、そういうことを相対して考えると、基本的にはこの分については、地方全体、市全体で見れば、補填されていると考えていいのかと考えております。

それから、臨時財政対策債のほうでございますけれども、臨時財政対策債につきましては、後年次にその償還額について、交付税のほうで分割して補填されるという制度になっておりますので、基本的に国の方針がこれまでと変わらないのであれば、基本的には臨時財政対策債のほうは後年次に補填されていくので、基本的には、実質的な交付税とみなして大丈夫なものと考えておりますし、実際、シミュレーションで計算してみたんですけど、本市の臨時財政対策債の借入れに係る償還額と普通交付税に算入される額は、ほぼ大体同額となっていますので、臨時財政対策債については、発行していかざるを得ないものではありますが、基本的には交付税で補填されると考えているところでございます。以上です。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

分かりました。それで、交付金とか交付税で裏打ちされるということですけども、その辺り、財政当局のほうでは、かなり後追いしていると思うんですけども、きちんとその辺りの確保ができているのかどうかというところをよくチェックしていただきたいと思います。

それから、臨時財政対策債については、以前もお話ししたときに後年交付税措置されるということで、全体的に補填されるということでは理解しているんですけども、一時的にやはり市債として市が借金を負うという形になるものですから、あまり多いと、やはり市の財政負担が増えてくるので、国のほうが大幅に臨時財政対策債を増やしているということ自体に問題があるんですけども、その辺りも財政規律の点からやはりきちんと見ていただきたいということを申し述べて、質問を終わりたいと思います。

川崎委員長

答弁はよろしいですね。ほかにございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

私のほうからは、収入の衛生費道補助金、地域自殺対策強化交付金についてお伺いいたします。

こちらの交付金は、自殺対策に使われるようなのですが、どのような事業を考えておられるのか、伺います。

川崎委員長

三上保健福祉部長。

三上保健福祉部長

佐々木委員のご質問にお答えさせていただきます。

地域自殺対策強化交付金を活用した事業についてであります。心の病やストレスについて正しい知識の普及啓発を目的とし、市民を対象とした心の健康講座を開催する予定であります。

令和2年度におきましては、臨床心理士の専門家を講師に招き、コロナ禍における子どもや家族の心の健康について、28名の市民を対象に実施したところであります。以上でございます。

川崎委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

永井委員。

永井委員

私からは、歳入の市税に関わるところで、予算書14、15ページです。先ほどの山本委員とかぶるんですけども、もうちょっと細かいところで聞きたいので質問いたします。

市民税とか、固定資産税の内訳は先ほど分かりました。それに加えて、軽自動車税や、法人市民税も先ほどありましたね。軽自動車税に関わる、コロナに関わる徴収猶予の実績がどうだったのかというところをお聞きします。

川崎委員長

近藤課長。

近藤税務課長

お答えさせていただきます。地方税の改正により令和2年度の新型コロナウイルス感染症に係る税の軽減措置、特例猶予という部分でございますが、個人市民税につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたが、50件、そして適用金額が778万1,770円となっております。法人市民税につきましては31件、金額としまして1,241万9,600円、固定資産税が36件、2,755万3,300円、軽自動車税が2件で1万1,900円、合計といたしましては、延べで119件、金額が4,776万6,570円に対しまして、徴収猶予の特例を適用しているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

実際に、これぐらいの件数があったということで、コロナ関連について、事業がちょっと苦しいので軽減措置をお願いしますというような相談が一体どれくらい市のほうに寄せられているのか、その実績もお願いします。

川崎委員長

近藤課長。

近藤税務課長

お答えさせていただきます。新型コロナに関する納税に関する相談についてでございますけれども、そちらの相談につきましては、電話ですとか、また窓口のほうでご相談を受けているような状況でございます。

正確な件数ですとか、そういったものは正直押さえていないところでございますけれども、その相談があった場合の対応についてでございますけれども、まずはお話を聞きまして、徴収猶予の特例の制度について、ご説明をさせていただき、あとはご相談の中で納税者の方の状況を聞き取りまして、この特例の適用基準を満たしているような場合には、その後申請の手続等のご説明させていただいているような形となっております。

また、状況を聞き取りました結果、特例の適用基準に満たないような場合につきましては、通常の方納のご相談なども併せてさせていただいているような状況でございます。以上でございます。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

今回、2月1日で1年間の特例徴収猶予の期限が切れたというところで、まだまだコロナが収束するめどがつかみませんので、これはちょっと国の方針とも関わるかと思うんですけれども、今後国のほうで、この徴収猶予について期限の延期だとか、猶予期限の延期だとかということが出された場合は、適正に、速やかに市のほうでも対応していただきたいと思っておりますので、そちらを要望して終わります。

川崎委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは、3点ほどお聞きしたいと思います。まず1点目、地方消費税交付金、予算書18ページであります。これは毎年聞いておりますが、地方消費税交付金が、消費税が8%から10%になったことによって2%分は市に増収分として入っていると思うんですけど、令和3年度の増額分は幾らぐらいになると見込んでいるのかお聞きします。

2点目、地方交付税20ページ、これはこの交付税の中で幼保無償化、3歳から5歳までの幼稚園、保育園の無償化がスタートして、その分、今まで市で持っていたものが国が持つ分、市に増額分として一応入ってくるわけですが、それが、どの程度令和3年度には増額分として見込んでいるのかお聞きします。

それから、3点目は、これはページ数はなしで、毎年聞いておりますが、本市は財政運営指針を立てて、それに沿って予算編成、また予算執行していこうということで取り組んでまいりましたが、新年度予算に当初立てたこの財政運営指針がどう反映されたのか、解説をお願いします。

川崎委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

お答えいたします。まず、地方消費税交付金の関係でございます。税率改定による影響ということで、令和3年度に地方消費税交付金の交付率が平年度化するということで、消費税8%のときの令和元年度と比較しますと、約2億9千万円の増額と、今回当初予算で計上したところでございます。

それから、幼保無償化の関係の交付税の算入額ということだと思いますけれども、無償化分が普通交付税の算定に含まれていない令和元年度分と令和3年度予算の地方交付税の比較ということでございますが、おおむね2億1千万円ほどの増額というところで考えております。ただ、この2億1千万円の増額の中には、無償化が含まれていない部分の算定項目も入っているものですから、大体の増加額とはなりますけど、そのぐらいは増加していると考えております。

最後の財政運営指針の関係でございます。令和3年度は、引き続き、ポールパーク関連事業の市債発行額が大きくなっているほか、感染症の影響による国・地方の税收減に伴い、臨時財政対策債の発行額が増加しておりますけれども、これら以外の市債の発行額などについては、なるべく抑制を図って、予算編成を行ったというところでございまして、令和3年度当初予算における各種目標の状況につきましては、まず経常収支比率は運営指針策定から5年後の令和4年度の目標値90.6%未満に対し、令和3年度当初予算では、94.8%となる見込みとなっております。目標値には達成していませんけれども、令和元年度決算値が95.5%でありましたので、0.7%ほどは比率が減少しているというところでございます。

次に、基金残高につきましては、5年後の目標額、37億円に対しまして、令和3年度末では、令和元年度決算値から3億円増の約18億円の見込みとなっております。例年、財源対策として実施してまいりました財政調整基金、減債基金の取崩しを令和3年度予算では見込んでいないということや、令和2年度補正予算において、財政調整基金の積立てを見込んだことにより、基金残高が令和元年度に比べ増加しているというところでございます。

次に、市債借入額についてでございますが、建設事業債の単年度借入目標11億円以内に対しまして、約

19億円となっております。ボールパーク構想に向けたインフラ整備に伴い、8億6千万円、それから災害復旧・復興事業に伴い約1億4千万円の借入れを予定したことが増加の大きな要因となっております。

また、これらの市債を除いた建設事業債は約9億円で、この中には、公共施設等適正管理推進事業債などの期間限定で交付税措置がありまして、有利な起債が1億4千万円含まれておりまして、これらの活用を図ったことも借入額増加の一要因となっております。

さらに、健全化判断比率ということで、令和3年度予算におきましては、実質公債費比率は目標値5.0%未満のところを7.2%、将来負担比率は目標値100%未満のところを99.2%となる見込みとなっております。実質公債費比率につきましては、新庁舎建設事業債の本格償還が令和3年度から始まるということで数値が上昇しているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

では、再質問いたします。幼保無償化の分、今、課長のほうから約2億円ぐらいが大体見込めるんじゃないかという答弁がありましたが、このいわゆる浮いた分、これが令和3年度の予算編成で子育て支援の予算にほぼ充てられているのか、その辺りはどのようにになっているのか、解説をお願いします。

それから、財政運営指針、ボールパークができたという、この事業が入ってきたということで、かなり当初の財政運営指針の達成が困難になってきているというのは、我々も承知していますけれども、とはいえ、せっかく立てた方針でありますから、ぜひそれに沿って、それをまた市民も見ているということもありますので、今後の見通し、取りあえず来年度に向けて、これが改善されるのか、どのような見通しを持っているのか、現段階で言える説明をお願いします。

川崎委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

お答えいたします。まず、幼保無償化の関係でございますが、交付税の財源のほか、事業費に対して、国・道の補助金もあるということで、それら総体を含めて、幼保無償化に係る経費については、令和元年度から、もちろん増加しているところですから、その部分には、今回の交付税の額についても当然充てられていくものと考えております。

それから、財政運営指針の関係でございます。藤田委員もおっしゃいますように、達成は、なかなか難しい状況ではございますけれども、先ほども説明しましたけれども、令和2年度はうまく財源が浮いた部分を財政調整基金に積んで、基金の積み増しを意識したところでございますし、将来負担比率だとか、公債費比率というのは、もう増加傾向は避けられないところではございますけれども、この比率を出すときの下の分母が標準財政規模ということで、税収の増とかがあっても、この比率は下がっていくということでございますので、今後、ボールパーク構想の関係に係る税の増とかも期待されますことから、歳出での抑制は当然、市債の借入れの抑制も行っていくんですけれども、歳入面のほうの増も今後見込まれるということで、そういうのを加味して目標値に近づけるようにはしていきたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

よろしいですか。以上で歳入の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時36分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、歳出の議会費の質疑を行います。

議会費への通告はありません。議会費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時37分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費のうち、総務管理費の財政管理費、会計管理費、契約管理費、企画費の住み替え支援事業、空き家流動化促進事業及びリユース住宅活用サポート事業を除く企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち、生活バス路線確保対策事業及びバス等利用支援事業、統計調査費、公債費、諸支出費、予備費、継続費、債務負担行為及び地方債の質疑を行います。挙手をお願いします。

木村委員。

木村委員

それでは、1点質問させていただきます。最初に、予算書75ページ、附属資料30ページのバス等利用支援事業についてお伺いします。

今年度の予算は、1,033万5千円だったんですけれども、新年度の予算は623万8千円と減額になっておりますが、その理由をお伺いします。

これは、高齢者バス利用促進助成事業が以前は含まれていたのですが、その分がなくなったのかどうかも含めて、それが減額になった理由をお伺いします。

川崎委員長

橋本企画課長。

橋本企画課長

木村委員のご質問にお答え申し上げます。市内完結路線であります、さんぼまち・東部線の沿線に住む70歳以上の方を対象に実施をしてきました高齢者バス利用助成事業につきましては、令和2年度で終了することといたしまして、当該事業費相当額が減額となっているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

木村委員。

木村委員

その高齢者バス利用促進助成事業が新年度は含まれていないということですが、なくなった理由をお伺いします。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

お答え申し上げます。本事業につきましては、平成28年に策定をいたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、利用者が減少し、赤字が拡大をしていた北広島団地線の維持・確保を目的に、将来的な路線の再構築を視野に入れながら、バス利用の促進に向けた取組として、まずは身近な公共交通機関でありますバスに乗るきっかけとしていただくことを目的に取組を始めました。

令和元年10月にさんぼまち・東部線に路線再編をし、現在はコロナの影響で一部便を減便する等の措置を講じておりますけれども、再編から一定の期間を経て、路線に対する理解も進んでいること、また本路線は市内完結路線ということで、市が主体的に対策を講じる必要があります、これまでは地区を限定して進めてきておりますが、事業を開始して5年が経過した現状も考慮いたしまして、一定の役割を終えたものと判断をしたところでございます。以上であります。

川崎委員長

木村委員。

木村委員

今まで利用されてきた方たちは少ないかもしれないですが、固定化されているとは思いますが、そういった方たちに新年度からはなくなったということをどのように周知するのか。やはり続けてほしいという方もいらっしゃると思いますが、その点をお伺いします。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

お答えいたします。事業終了の周知ですが、本事業については、助成券の印刷等の手続もあり、例年5月から受付を開始させていただいておりまして、今後、広報ですとか、ホームページ、また、「公共交通便り」等も活用しながら、事前周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

挙手をお願いします。

青木委員。

青木委員

私からは、新生児臨時定額給付金給付事業についてお尋ねいたします。附属資料は5ページであります。予算書上は繰越明許費ということなんですけれども、この事業は、昨年からのコロナ禍の対策の事業の一環と承知しておりますが、令和3年4月1日までに生まれた新生児に対して給付するということになってございますけれども、現実問題として、いまだコロナウイルスの流行が収束するというような兆しが見えない中で、この事業の継続については検討されておられるのかどうかお尋ねいたします。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

青木委員のご質問にお答えいたします。新生児臨時定額給付金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、緊急事態宣言の下、家計への支援を目的として、特別定額給付金が給付されたことを受けまして、本市においてコロナ禍で不安な日々が続く中、感染防止に留意しながら出産され、子育てを送る家庭を支援するために市独自で10万円を給付しているものでありまして、予定どおり本年度をもって終了することとし、現在のところ、事業の継続は考えていないところでございます。以上であります。

川崎委員長

よろしいですか。挙手をお願いします。

鶴谷委員。

鶴谷委員

私からは2点伺います。まず一つは、都市景観形成事業について伺います。予算書71ページ、附属資料は29ページです。

こちらの事業の予算としては1万9千円で、資料にこの事業について、独自の屋外広告物条例の制定についてと記載があります。こちらの条例を制定する目的について、どのような目的とすることになるのかをまず伺います。

それから次に、協働事業きたひろTV推進事業についてです。こちらの事業は、昨年度から予算が13万5千円減額になっています。まず、この事業は、北広島の様々な活動や情報が協働の下、作成され、配信されていますが、発信情報に関する打合せやイベントの情報共有などはどのように行われているのか、伺います。

川崎委員長

嘉屋都市計画課長。

嘉屋都市計画課長

屋外広告物条例の制定の目的についてお答えします。現在、本市全域における屋外広告物は、北海道屋外広告物条例に基づき設置、許可、申請等を行うようになっておりますが、今は市内外から訪れる様々な方々に魅力ある地域として発信する手法の一つとして、独自の屋外広告物条例の制定について検討を進める必要があるものと考えております。以上です。

川崎委員長

及川政策広報課長。

及川政策広報課長

お答え申し上げます。きたひろ TV 推進事業の発信情報に関する打合せ等についてでございますが、市とNPO 法人北広島 IT ネットワークでは、毎月定例の打合せを実施しており、事業の進捗状況やスケジュール等の確認を行っているところでございます。

また、市からの情報提供につきましては、各種行事予定や報道機関向けプレスリリース等を逐次提供するとともに、その相手や内容によりましては、市が仲介役となり、取材先との調整等も行っているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再質問します。まず、この屋外広告物条例の制定についてですけれども、ポールパークが建設されるに伴って、様々な広告物も増えていくのではないかと考えています。市内の広告物の規制なども必要になるのではないかと認識していますが、策定スケジュールの見通しについて、また、それに伴って審議会で協議する予定について、どのように検討しているのか伺います。

そして、次に、協働事業きたひろ TV 推進事業についてですけれども、初めに申しあげました予算が13万5千円減ということで、運営経費として、予算の減額としては大きいものではないかと考えます。事業を行う上での影響や団体のほうで負担が増えるということはないのか懸念しています。協議の中でこういう確認はきちんととれているのか、また、こちらの事業は撮影や編集に使う機器の整備がすごく大事だと思いますし、機材はやっぱり高額なものだと思います。そういうものの更新は適宜行われていくのか、お伺いします。

川崎委員長

嘉屋課長。

嘉屋都市計画課長

スケジュール及び条例制定には、審議会等に諮るのかということについてお答えします。屋外広告物条例の制定のスケジュールにつきましては、令和3年度中の制定に向け、また、審議会等の関わり方を含め検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

及川課長。

及川政策広報課長

鶴谷委員の再質問にお答え申し上げます。まず1点目が、予算減額の部分の理由でございますが、こちらの予算につきましては、市からの委託料が主なものとなっております。したがって、事前に法人と協議を行いまして、委託内容の見直しやコロナ禍での若干の事業の進め方の変更ですとか、そういうものを併せまして、13万5千円の減額になったところでございます。

また、撮影機器等の更新整備についてでございますが、市では、平成24年の事業開始時から、必要となります機材一式を購入し、法人に貸与しているところでございます。その後、平成30年度には、法人側から要望のありましたビデオカメラやマイク、三脚等を新たに貸与するなど、必要に応じて機器の追加、更新を行っているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

よろしいですか。挙手をお願いします。

人見委員。

人見委員

私のほうからは、4点質問します。まず、高等学校等通学費助成事業、予算書69ページ、附属資料18ページです。この件につきまして、2020年度の予算が817万3千円から、新年度は235万9千円と大幅に減少していますが、この理由についてお聞かせください。

2点目です。ふるさと応援事業です。予算書69ページ、附属資料42ページです。これも2020年度、令和2年度の予算が1億3,508万2千円から、2021年度、令和3年度、2億9,076万1千円と大幅に増加しています。この理由についてお聞かせください。

3点目です。生活バス路線確保対策事業、予算書75ページ、附属資料30ページ。前年度との比較で、222万3千円予算が増えています。増加分はバス事業者の運行欠損額と考えていいのかお尋ねします。

4点目です。バス等利用支援事業、予算書75ページ、附属資料30ページです。この質問に関しては、内容が全く同じだったんですが、今、ほかの委員からの質問の中で、高齢者バス利用促進事業は5年でやめる、要するに新年度は行わないということですが、これについての見解をお伺いします。なぜやめるのかということです。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

人見委員のご質問にお答えいたします。まず、高等学校等通学費助成事業における予算が減少した理由につきましては、こちらにつきましては、令和元年度の実績を踏まえ予算計上をしているところでございます。令和元年度につきましては、139名の方に、約154万6千円を助成をしております。

次に、ふるさと応援事業について、予算が増加した理由についてお答えをいたします。ふるさと納税につきましては、市内事業者のご協力、また全国から本市を応援していただく、多くの方々のご支援もあり、順調に寄附額が増えております。引き続き寄附額の増加に向けて、サイトの活用、市内事業者との連携を進めていくこととしております。

今回、寄附額の増加、歳入も同様に見込んでおり、それに対する返礼品の購入や手数料の負担、サイト使用料等の経費が必要となりますことから、こちらを必要経費として措置したものであり、これにより予算が昨年より増えている、そういった状況となっております。

次に、生活バス路線確保対策事業における予算の増加についてお答えいたします。こちらの予算額の増加については、運行欠損補助額の増額となるものでありまして、積算に当たりましては、令和元年10月に路線を再編しておりますけれども、その際に再編後の赤字額というものを推定しておりまして、そちらを基準に積算をしております。なお、こちらについては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響については、現

時点で算出困難ということもありまして、こちらには見込んでいないところでございます。

なお、令和元年度の収支赤字額を支援するこちらについては、本年度、令和2年度の予算で行っておりますけれども、こちらも同様の考え方に基いております。ただし、再編が令和元年10月ということで、再編前は事業者の負担もあることから、本年度と同様の考え方でありますけれども、予算額が異なっている形となっております。

最後に、バス等利用支援事業についてお答えいたします。終了する理由ということでお答えいたしますが、本事業は、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、利用者が減少し、赤字が拡大をしていた北広島団地線の維持・確保を目的に、将来的な路線の再構築、そういったものも視野に入れながら、バス利用促進に向けた取組として、まずは身近な公共交通機関であるバスに乗るきっかけとしていただくことを目的にスタートしております。

令和元年10月にさんぼまち・東部線に路線を再編いたしました。現在は、コロナの影響もありまして、一部便を減便しながら運行している状況にありますけれども、再編から一定の期間を経まして、路線に対するご理解も進んでいること、また、この路線は市内完結路線ということで、市が主体的に対策を講じる必要がございます。これまで地区を限定して進めてきましたが、事業を開始して5年が経過した現状も考慮いたしまして、本事業の役割というものが一定程度終了ものと判断をしたところでございます。以上であります。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

再質問します。まず、高等学校等通学費助成事業です。これに関しましては、当初の予算から大幅に減りましたけれども、助成の基準の見直しというのは検討する予定はあるのでしょうか。1万2千円以上を超える分の4分の1ということですが、この辺りのことについて伺います。

次に、ふるさと応援事業に関しまして質問します。予算が増えて、これから、また拡大していくと思われまますけれども、告知媒体や返礼品の変更などについてのお考えがあるかお尋ねします。

最後に、バス等利用支援事業についてお尋ねします。お尋ねしますといたしますか、この点につきましては、やはり5年でやめる、これは市民でも結構楽しみにしている方が非常に多いと思うんですね。ですので、市長の見解も伺いたいのので、これに関しては留保いたします。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

再質問にお答え申し上げます。高等学校等通学費助成事業におけるその制度の見直しということですが、こちらについては、令和元年度から始めた事業となっております。現時点においては、制度の見直しというものは考えておりませんが、引き続き対象となる学生に本事業について、様々な媒体機会を活用しながら、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援事業につきまして、今後の取組ということになりますと思いますけれども、昨年、ふるさと納税のサイトというものを拡充をいたしまして取組を進めています。こちらについては、引き続きサイトを活用しながら納税の増加に向けた取組を進めるとともに、返礼品に関しましても、引き続き事業所の皆様

と連携をさせていただきながら、今は取扱いはないんですけども、例えば定期便ですとか、そういったものの導入も含めて、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

挙手をお願いします。

大迫委員。

大迫委員

自分のほうからも2点お伺いいたします。まず、69ページのUIJターン新規就業支援事業です。これについて予算では何人分の予算を想定しているのかお伺いいたします。

同じく69ページのふるさと応援事業です。今の人見議員のお話にあるように、増やすための施策ということで、サイトの拡大だとか、返礼品の拡大をしていたということですけども、それは分かりましたけれども、今の現状では2サイトしか使っていないと思いますけれども、そのほかにもいろいろとサイトがあります。それを今後も増やしていく予定があるのかどうなのかお伺いいたします。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

大迫委員のご質問にお答えいたします。まず、UIJターン新規就業事業における想定の人数ということでお答えいたします。予算においては、2名分ということで措置をしているところでございます。

次に、ふるさと応援事業におけるふるさと納税サイトの活用について、こちらについては、過去は2サイトということもございましたけども、現在は5サイトに拡大を行いまして、5サイトの活用を行っているところでございます。以上です。

川崎委員長

大迫委員。

大迫委員

UIJターンで、現在の活動内容と事業を始めてからですけども、何人の方がこのUIJターンをしてきたのか、成果を教えてくださいたいと思います。

ふるさと応援事業では、5サイトでしたけども、数日前にきたひろの応援事業のサイトを見たら、2サイトしかアイコンが出ていなかったの、自分の見落としかもしれません。

それと、現在ふるさと応援事業で、出ていく税と入ってくる税の収支は赤字なのか、黒字なのか、また金額を教えてください。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

再質問にお答えいたします。まずは、UIJターンにおける活動内容、そして成果についてお答えをいたし

ます。活動内容といたしましては、本事業については、主にホームページを活用し、その周知を行っているところでありますけれども、取組の中においては、札幌連携中枢都市圏を構成する自治体と、首都圏在住の方を対象といたしました移住フェアや移住相談会、こちらに本市も参加しておりまして、この中において、UIJターン制度の周知ですとか、本市のPR、そして相談等を受けているところがございます。

なお、本年度においては、直接首都圏ということには、このコロナ禍の中、かなわなかったところもありまして、本年2月、オンラインにより行っているところでもあります。

あと、実績につきましては、平成31年度につきましては、全国での実績が71件、北海道は2件、令和2年度、本年度につきましては、全国の実績はまだ把握できておりませんが、北海道では19件ということで、北海道から報告を受けております。

次に、ふるさと納税と市民税控除額のその状況ということでお答えをいたします。平成31年度、令和元年度を例に申し上げたいと思いますけれども、令和元年度に本市においては寄附額が1億2,400万円ございまして、市民税控除の部分に関しては、翌年、令和2年度にその部分が計算されていくこととなりますけれども、こちらが約4,200万円ということで、納税額と控除している額との差引で申し上げますと、寄附額が約8,100万円多い形となっております。以上であります。

川崎委員長

大迫委員。

大迫委員

まずUIJターンですけども、自分の聞き方が悪かったかもしれません。北広島市におけるUIJターンは何人だったのかの成果を教えてくださいましたか。

それと、首都圏ですけども、首都圏というと東京圏なんですか。それ以外の名古屋、大阪だとか、福岡だとか、そういう日本全国の大きなまちに対しての活動というのは考えられないのか、また、東京北広島会の会員の方に対してお知らせをするということはどうなのか、教えてくださいたいと思います。以上です。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

再質問にお答えいたします。まず、本市の実績につきましては、これまでUIJターンで支援した件数というものはございません。ゼロ件となっております。また、首都圏ということで、こちら国の事業の中で今、北海道と連携しながらこのUIJターンについては取組を進めておりますけれども、本市においては連携中枢都市圏の自治体と連携しながら、東京圏、東京で移住相談会等を実施しておりまして、そのほか関西圏であったり、中部圏、そういったところではこれまで行ってないところでもあります。

UIJターンについては、その対象が首都圏からの人の移動となっておりますので、そういったこともあって、その取組は首都圏、東京での移住相談会ですとかそういったものが中心となっているところでもあります。

東京北広島会の方についても、本市のこの移住に係る制度であったり、これに限らず、ふるさと納税であったり、市の取組については適宜、情報誌等を用いながら発信させていただいているところでもあります。以上です。

川崎委員長

挙手願います。

永井委員。

永井委員

私からは196から197ページの諸支出金について2点伺います。まず、水道事業費ということで、石狩東部広域水道企業団の負担事業に関わる今後の金額などの推計について伺います。

続いて公債費です。新庁舎の建設事業債の償還などに伴い、前年度との比較で2021年度は1億円ぐらい増加するということですが、こちらについても今後の推計について、どのように計算しているのか伺います。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

永井委員のご質問にお答えいたします。まず、負担額につきましては、こちらの構成自治体との協議で決まっております。ご質問にありました今後の推計ということで、今後3年間についてお答え申し上げます。令和3年度が5,878万4千円、令和4年度が5,786万1千円、令和5年度は5,691万6千円となっております。以上でございます。

川崎委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

公債費の関係についてでございます。令和3年度につきましては、新庁舎建設事業債の本格償還が始まる年ということでございまして、公債費、令和2年当初予算と比較して1億3千万円増の約24億8千万円となっております。

今後の見通しにつきましては、公債費に大きく関係するボールパーク関係の全体の事業費の変動にもよりますことから、大まかな見通しとはなりますけれども、令和7年度まではおおむね25億円前後で横ばいで推移しまして、その後ボールパーク開業予定の令和5年度までに実施したインフラ整備に係る市債の償還が大体令和8年度ぐらいから始まっていくことから、令和11年度頃までは増加傾向が続くものと考えているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

広域水道事業団に関わってですが、3年間分、今、数値を示していただきましたけれども、大体100万円前後で減額傾向にはありますけれども、これがどれくらい続くのかという、長年に続くということは以前お聞きしているんですけれども、大体今分かっている段階で、例えば10年後まで続きますとか、そういうことが分かる範囲でよろしいのでお知らせください。

また、それに伴う市の財政への影響というのは、どのように考えているのか伺います。

公債費についてですが、令和7年度までは25億円前後で横ばいということですが、2021年度から償還がまた始まるということで、こちらについても市の財政的などころにどのような影響がかかってくるのか、その見解について伺います。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

再質問にお答えいたします。負担が何年にわたってということのご質問にお答えさせていただきますけれども、まず、こちら構成自治体、先ほど申し上げましたが、本市、江別市、千歳市、恵庭市、由仁町、長幌上水道企業団、こちらとの負担に関する確認書というものを締結しておりまして、平成25年度から令和26年度までの期間、32年間になりますけれども、この期間で負担していく形となっております。

今後の影響になりますけれども、本市においてはボールパーク構想、そういった大きな取組を進めておりますが、こちらについては国や北海道とも連携をしながら、財源確保も行いながら進めておりまして、引き続き財政推計を行いながらということと考えております。

この企業団の負担につきましても、債務負担行為を設定をし、議決をいただいておりますが、財政の影響が出ないように財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

佐藤課長。

佐藤財政課長

公債費の増加傾向に関わる財政への影響ということで、もちろん公債費が増加するということは、義務的経費が増加することなので、財政のほうには固定的な経費ということで影響はもちろんあるんですけれども、ボールパークの関係に係る市債の増加というのがやっぱり大きな要因ということで、まちに対する投資という意味では入ってくる歳入のほうも期待できるということですから、歳出の増加を抑えながら歳入の増を期待するのが現状のところと考えております。

それで公債費については、実質公債費比率が25%を超えると財政の健全化計画などを作成しなければならぬんですけれども、今の時点で7%台ということで、将来にわたっても25%には全然及ばない状況ではあるとは思いますが、そういう意味では公債費の増は、ある程度はやむを得ないものかと考えているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

どちらもボールパークに関わってくるところで影響が出てくるのではないかと市のほうも見解を示しているわけですから、今、公債費のところでは課長がおっしゃいましたように、歳出の負担を抑えていくということですが、これが市民の負担にかかってくるということは絶対に認められないと思っておりますので、その辺り、例えば社会保障費の削減だとか、そういうところはぜひ重々に検討していただきたいと思いま

す。社会保障費の削減というのはやらないように財政を形成していただきたいと要望いたします。お願いします。

川崎委員長

よろしいですか。挙手お願いします。

山本委員。

山本委員

まず、地域公共交通網形成計画推進事業です。予算書では69ページ、附属資料では30ページになりますけれども、バス交通の助成金もやめるということで、この公共交通の政策目標と施策が一貫していないんですね。まち・ひと・しごとの事業で、取りあえず国のお金が来るからということ、5年ごとに切り売りして施策を行っているんですけども、この公共交通の問題については、やはり市民の足をきちんと確保するという、継続的な事業のはずですよ。そのために公共交通の形成計画をきちんと立てて、全体的にどのように確保、推進するのかということやってきたはずですが、ここに来て来年度の事業も含めて政策目標をどこに置いていくのか。公共交通網の計画推進に向けた取組として何を重点に置いていくのかというのが、だんだん見えなくなってきたと私は感じているんですけども、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

山本委員のご質問にお答えいたします。公共交通の政策目標と施策ということで、計画に基づくその取組について考え方をお答えさせていただきたいと思います。本市においては、公共交通の在り方やその方向性ということで、公共交通網形成計画を策定いたしまして、この計画に基づいて各種取組を進めているところであります。この中においては、市内完結路線に関すること、地区間を結ぶ公共交通、交通空白への対応、利用促進。大きくこの四つを基本目標として、今、示しております。この中において、特に市内完結路線の関係、北広島団地地区における公共交通については、課題と位置づけまして路線再編を進めるなど、重点的に取組を行ってまいりました。バス路線の再編に関しては、コロナウイルス感染症の影響もありまして、その効果を見ることなく、残念ながら現在に至っている状況にありますけれども、この北広島市内完結路線のその役割というのは、非常に大きいと考えておりますので、利用実態や需要を踏まえた路線、また財政負担の在り方を含め、ここは検討していく必要があるということで考えております。

また、加えて令和5年にボールパーク開業が控えております。そこを見据えた路線の在り方についても、本市におけるこの公共交通網の形成という観点で申し上げますと、非常に重要だと考えておりますので、特に重点的に今後検討を進めていく内容であると考えているところであります。以上であります。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

今お答えいただいたんですけども、特に来年度の事業として、この計画としてどういうことをやってい

くのかというところの具体的な例示がなかったので、その辺りについてお聞かせ願いたいと思います。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

お答えいたします。来年度の公共交通網形成計画に基づく取組ということでは、今申し上げました、まず、さんぼまち・東部線の今後の在り方については検討していく。いわゆる取組の一つということで考えております。このほかにおきましても、交通空白・不便地域の課題というものもございますので、こちらについては、いずれも地域公共交通活性化協議会の専門部会をまず中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

このほか、例えば学校でのモビリティ・マネジメントであったり、事業者と連携をした路線への理解への取組ですとか、「公共交通便り」を活用した情報発信等については、引き続き計画に基づき取組を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

交通空白地域の検討ということですが、具体的には、どういう形で進められていくのでしょうか。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

再質問にお答えいたします。交通空白地域における検討については、本年度、専門部会の中において交通空白地域における交通の在り方について、まず委員同士の現状認識というところも踏まえまして、会議で意見交換をさせていただいております。過去、乗り合いタクシーの実証というところも行った時期がございましたけれども、そういった取組も踏まえて、いわゆる持続性を持った地域のニーズに応えられるような交通の在り方について、まずは専門部会の中で検討を進めていきたいということで考えております。以上であります。

川崎委員長

質問をお願いします。

藤田委員。

藤田委員

それでは、1点だけお聞きいたします。バス利用支援事業、予算書75ページ。この事業の中で運転免許を返納する方に対しての事業を行っていますが、令和2年度のこの免許を返した方の人数。その返した方に対して、タクシー及びバスの利用券といったものを2万円分発行していると思いますけれども、その返納者でタクシー券を受け取った方、バス利用券を受け取った方、また両方受け取った方もいると思うんですが、その内訳はどうなっているのかお聞きします。

それから、令和3年度の運転免許返納者の見込みはどの程度として、市として押さえているのかお聞きします。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。本年度の運転免許自主返納者の申請状況につきましては、2月22日時点の数となりますけれども266名の方から申請を受けております。内訳につきましては、バスだけの申請は28名、11%になります。タクシーのみの申請は171名、こちら64%になります。バスとタクシーの申請は67名、25%となっております。本年度は、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、特に5月、6月の申請が大きく減り、7月以降も前年度と比較しますと若干下回る申請状況となっております。令和3年度におきましても、感染症の影響もありまして、例えば移動手段の変化、例えば感染リスクですとか、密を避けるですとか、公共交通機関から自家用車というようなところも想定をされておりますけれども、令和2年度、本年度よりは申請は増えていくのではないかとということで見込んでおります。以上であります。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

では、確認で1点お聞きします。このタクシーにしても、バス利用券にしても申請してから2年ということですね。最長で2年。年度途中であると1年半とかそういう人もいると思いますが。このタクシー及びバスの利用券を受け取った方が、その利用期間内で消化されているのかどうか。全部使い切れているのかどうか、市として押さえているのかどうか、説明お願いいたします。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

再質問にお答えいたします。その使用率ですけれども、ちょっと手元に資料がないものですから正しい数値をお答えできませんけれども、傾向的には、やはり全て使い切るということは、なかなかそういった方はいらっしゃらないですけれども、高い割合でというんでしょうか、そういった部分での活用はいただいているものと考えております。以上であります。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

これは、想定の話になりますけれども、先ほどの質問でもありました団地内の市内完結路線が令和3年度からなくなるということで、この運転免許を返納した方でバスの利用券も受け取っている方がいますよね。そういうことからいくと、令和3年度に乗ろうと思っていた路線がなくなるというようなエリアに住んでいる方

もいらっしやると思うんですけど、そうなった場合、バス利用券をタクシー券に変えてくれたとか、何かそういうような市としての対応なり、融通なりというのは考えているのかどうか、最後、これをお聞きして終わります。

川崎委員長

橋本課長。

橋本企画課長

再質問にお答えいたします。まず、バス路線につきましては、今のコロナの影響で利用者も減っていて、その運行を維持するのが極めて大変な状況にありますけれども、基本的には市民の生活を確保する。そういった重要な役割をバス路線は担っておりますので、そこは引き続き維持していきたいということで考えております。

あと、またいろいろ相談がありましたら、そういった相談には丁寧に対応してまいりたいと考えております。

あと、先ほど利用率について、正しい数値をお答えできませんでしたが、こちらについては約7割の利用ということになっております。以上であります。

川崎委員長

質問願います。

橋本委員。

橋本委員

2点について、お伺いをしたいと思います。まず、シティセールス推進事業、予算書69ページ、附属資料41ページでございますけれども、ご承知のとおり、市の職員の名刺、あるいは、いろいろな書類の上のほうに「be ambitious 大志を抱け」、そして、クラーク博士の胸像、写真を、皆さんずっと持ってPRをされておりますが、シティセールスの面のことだと思いますけれども、今後、未来永劫このシティセールスの看板として続けていかれるのかをお尋ねいたします。

それと、道路計画事業について、予算書71ページ、附属資料30ページでございますが、予算では僅かかも分かりませんが280万円の調査費が計上されておりますけれども、その事業内容を具体的にお示しをいただきたい。それと同時に、過去の道路行政の在り方と現在の道路行政の課題をお伺いをしたいと思います。よろしく願います。2点です。

川崎委員長

及川課長。

及川政策広報課長

橋本委員のご質問にお答え申し上げます。シティセールス推進事業についてでございますが、本市には、歴史的資産としての旧島松駅通所や島松軟石、中山久蔵や和田郁次郎の功績、自然資産としてのレクリエーションの森やエルフィンロードがあり、そのほかには、現在整備が進められておりますポールパークなどにつきましても、本市の大きな魅力でありますことから、ホームページやSNSなど、様々な媒体を用いて、引き続き本市の魅力について発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

嘉屋課長。

嘉屋都市計画課長

都市計画調査費における道路計画事業の内容ですけれども、事業内容につきましては、道路の計画、建設、維持管理の基礎資料とするため、主要な幹線道路の道路交通量調査として計上しているところであります。

令和3年度につきましては、主に東部地区、大曲地区における幹線道路の調査を予定しております。

次に、過去の道路行政の在り方と現在の課題につきましては、国道、道道、高速道路などの主要な道路網が整備されてきたところであります。現在の課題につきましては、令和3年度からの北広島都市計画マスタープラン（第2次）にも位置づけております。混雑解消のための道路網の整備、ボールパークの開業により増加する交通需要への対応が当面の課題と考えております。以上でございます。

川崎委員長

橋本委員。

橋本委員

1点目のシティセールスの推進事業の関係でございますが、ただいま課長のほうから答弁ありましたように、事業内容は承知しているところでして、定住人口の増加を図るため、多様なメディアを活用したプロモーション活動を展開して、市の魅力、そして情報を発信していくことが大きなことでして、その後、様々な課題で、北広島の魅力ベスト30とか、いろいろなプロジェクトを組みながら定住促進の推進、人口増加対策だとか、様々な事業を展開されてきまして、他の自治体よりも先駆けて人口減少対策に取り組んできたところは高く評価することでございますし、その効果も逐次現れていることは承知しております。

しかし、その後、皆さんの努力によりまして、ボールパーク構想の誘致が成功し、2023年のオープンを控えながら、着実に工事は進んでおられます。僕が質問したのは、クラーク博士を批判しているわけじゃないです。ただ、我がまちのメインはクラーク博士「boys be ambitious、大志を抱け」ということで、ずっとメインになってきているものですから、もうそろそろボールパークとともにこのまちをつくっていくということで、これから第6次総合計画で、それを主体としたまちづくりをつくっていくわけでしょう。過去のものには引きずらないで、批判をしてやめなさいということではなくて、もうその用は終わったのではないですか。北広島には言ったら3人の偉人がいるんですよ。一人だけ差別してはいけません。でも、終わったから、今こういうことが言えるんです。メインはボールパークじゃないですか。名刺は、クラーク博士と「be ambitious」となっているでしょう。ボールパークを気張って進めているわけですから、そういった発想の着眼で、本当に名刺はこれでいいのかなと。そういうことを私は質問しているところでして、批判的に聞こえるかもしれませんが、決して私はそう思っておりません。皆さんのおかげで、まちも変わっていくわけですから。変わったら変わったように、表玄関の表情を変えたって当然じゃないですか。僕はそう思うんです。全国の脚光を浴びて世界に例を見ないボールパークとうたったじゃないですか。これは、大切だと私は思いますけれども、ご見解をお伺いしたいと思います。

それと今、課長のほうから答弁ありがとうございました。道路行政についてでございますが、私どものまちは全く道路行政がないまま進んだ地域があります。本来では、道路を含めて宅地開発するのは一般的であります。しかし、これは過去の歴史から言っても仕方ない、私どもの土壌だったんですね。大曲地区、最近、区画整備事業とともに道路行政も含めて、メイン道路からの区画化ですけれども、有姿分譲が、大曲は一帯にあった。俗に都市計画43条という表現が使われますけれども、札幌が50万都市のときに、今の清

田辺りはもう農村地帯でした。厚別も上野幌、あの辺りも農村地帯でした。やっぱり厚別副都心構想で、あの一帯は変わってきて、ベニータウンというのができてきたと。その間は、西の里は札幌から見ると過疎、北広島から見ても過疎。だから昭和三十七、八年頃、伊藤重右エ門さんという方の旗立てで、広島村、市街地と、札幌市と合併してくれという運動もあった。大曲に至っても、当時、清田地域も農村地帯でしたけれども、クリーンセンターのところは、昔は道道だったんです。こっちのほうは、村道だったんですよ、真っすぐ大曲行く道路は。途中で切り替わりましたでしょう。そういった過去があるわけです。

そこで、私はこのボールパーク構想で、これからこの道路事業の関係が予算計上されて、調査されていくだろうと思いますが、今からこのボールパークが来ることよっての、大曲からの混雑というのは、もう目に見えているということは、よく住民の皆さんからお聞きします。そうでありますけれども、この調査と並行して、今、レクの森を歩いていく北進通線、そして、植木村のほうに抜けて大曲道路まで行く、こういった道路計画というものを、必要性を今からも検討しておくべきだと思うんです。先駆けて道路を調査しないと、一本の道路では話にならないですよ。そういったことを、今すぐということではありませんけれども、検討しますという言葉になってくるかも分からないですけども、そうではなくて、そういう過去を見詰めていただきたい。道路が混雑するまちは栄えませんよ。そういうことで一つご見解をお伺いしたいと思います。

川崎委員長

答弁願います。

及川課長。

及川政策広報課長

再質問にお答え申し上げます。シティセールス推進事業についてでございますが、ただいま委員より頂戴いたしましたご提言等も参考にさせていただき、今後のシティセールス事業推進に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

嘉屋課長。

嘉屋都市計画課長

再質問にお答えします。道路交通量調査では、主要幹線道路について、交通流体図だとか、交差点交通量だとか、あと経年変化図、交差点の飽和度、混雑度、こちらのほうは調査結果を見ながら道路の渋滞抑制、このための時間分散だとか、経路の分散を検討するための基礎資料として重要であるのと、また交通の誘導、こちらのためには案内標識だとか、信号機を設置するのに道路の管理者、国、道、市役所内部、警察の方などの関係機関との協議の際の資料となるので、今回のご質問の内容も含めまして、引き続き調査だとか協議、こちらのほうは進めていきたいと思っております。以上でございます。

川崎委員長

橋本委員。

橋本委員

ありがとうございます。道路行政につきましては、当然そういうことだと思いますけれども、歴史的なこ

とからいきますと、道路行政というのは大切なことでして、混雑してから道路を造るということではなく、する前から予測して、やっぱり道路は生命線ですから、そのようなことで、発想を転換して、調査をしていただきながら、絶えずそういう認識を持って、内部で議論していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、シティセールスの関係は、決してシティセールスを批判しているわけでもないですし、何でもありません。ただ、表向きの看板がクラーク博士、「be ambitious」になっていますよと。ここは推進に生かしてまいりますといったご答弁でしたけれども、私はそういうことを言っているのではないんですよ。抜本的に見れば、皆さん、名刺全部、「be ambitious」クラークさんじゃないですか。今、日本ハムでしょうと言っているんです。世界に例をない日本ハムじゃないですか。そういうことに転換する発想というのは必要でしょうと。ずっと未来永劫このままクラーク博士でいくんですか。その役割は終わったと思うんです。

また、まちの人口促進策、定住促進策ということで、いろいろと皆さん、他の自治体に先駆けてやってきた大きな事業がいっぱいありますよね。立地適正計画もそうですし、様々なことをやってきました。もうこれからは違うんです。ポールパークじゃないですか。クラークさんは、たしか過去は全国で有名でしたけれども、やはり言えば分かる、そのようなものが北広島にできるんですかと。ポールパークですからね。ただ球場ができるのと違いますでしょう。ぜひ、それは内部で検討して、前に進めていただきたいことをお願いいたしまして終わります。

川崎委員長

よろしいですか。

以上で、企画財政部及び会計室所管の総務費、公債費、諸支出金、予備費、継続費、債務負担行為及び地方債の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 38 分

再 開 午前 11 時 40 分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に総務費のうち、総務管理費の一般管理費、文書費、施設管理費、車両管理費、職員研修費、職員福利厚生費、公平委員会費、防災食育センター整備事業を除く防災費、情報管理費、情報化推進費、徴税费、選挙費及び監査委員費、民生費の災害救助費、災害復旧費及び職員費の質疑を行います。

人見委員。

人見委員

私のほうからは2点質問します。まず、障がい者雇用創出事業、予算書57ページ、附属資料8ページです。2020年度、令和2年度と比較しまして、2021年度の予算が50%強増加しております。この理由について伺います。

2点目です。防災資機材整備事業、予算書65ページ、附属資料25ページです。この中におきまして、2021年度に新たに導入予定の防災資機材について、どのようなものを考えているかお尋ねします。以上です。

川崎委員長

奥山職員課長。

奥山職員課長

それでは、人見委員の質問にお答えいたします。障がい者雇用創出事業でございますけれども、予算の増額につきましては、令和2年度の予算額は、5名分の任用に係る予算でしたが、令和3年度につきましては、さらに障がい者の雇用機会の拡大を図るため、2名増員した7名の予算措置となっております。以上であります。

川崎委員長

荒川危機管理課長。

荒川危機管理課長

人見委員のご質問にお答え申し上げます。新年度、新たに導入予定の防災資機材につきましては、まず今現在の備蓄状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行を受けまして、国の臨時交付金を活用しながら感染症対策に係る資機材として、段ボール間仕切り、非接触型体温計、電動式のポータブルトイレを新たに導入したほか、マスク、消毒液、消毒用使い捨て手袋、屋内用テント、段ボールベッドの備蓄につきましても、数量を拡充してきたところであります。

令和3年度につきましては、避難所におけますソーシャルディスタンスの確保を図ることを第一に考えまして、間仕切り等をはじめとした資機材の整備拡充により、引き続き避難所における感染症対策の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。以上です。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

では、まず障がい者雇用創出事業についてです。今、答弁がありましたが、採用を5名から7名に増やしたということですが、障がい者法定雇用率が引き上げられるということですが、本市の場合7名採用すると何%になるのか、まず伺います。

次に、防災資機材整備事業ですが、感染症対策として、今までもいろいろなものを購入してきたということですが、今年度新たに導入する予定があるのかお尋ねします。

川崎委員長

奥山課長。

奥山職員課長

再質問にお答えをいたします。法定雇用率につきましては、全体の職員数にも影響されるところではありますが、本事業における任用を含めまして、正規職員及び令和3年度任用予定の会計年度職員を合わせまして、全職員に占める割合として必要となる2.6%以上の予定でございます。以上であります。

川崎委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

再質問にお答え申し上げます。今現在、市場に流通しております防災資機材として認知されている物品につきましては、その全てが非常時において有用なものであると承知しております。現時点におきましては、避難所におけるソーシャルディスタンスの確保に必要な資機材の整備を第一に考えているところであります。今の時点で新たな物品の購入というのは考えていないところであります。なお、引き続き全国の自治体におけます災害対応事例の情報収集に努めまして、新たに整備すべき資機材がある場合は、順次整備に努めてまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

障がい者雇用創出事業に関しまして、7名新たに増員予定ということですが、この配置の予定は考えておられるのでしょうか。

次に、防災資機材整備事業についてですが、今年度というか2020年度、コロナ禍におきまして、今まで防災訓練とか、避難訓練なんかのときにお配りしていたアルファ米とかありますよね。今年度は、そういう部分ではなかなか配付することが難しかったんじゃないかと思えますけれど、その辺りの状況についてお尋ねします。

川崎委員長

奥山課長。

奥山職員課長

お答えをいたします。任用行為につきましては、これからということになりますけれども、面接等におきまして、希望などを伺いまして得意分野等、適正に可能な限り配慮しながら任用してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

川崎委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

お答え申し上げます。備蓄食糧につきましては、できる限り長期保管が可能な商品を選定するなど、従前から消費期限の超過により廃棄することのないよう努めてきたところであります。今年度、令和2年度につきましては、胆振東部地震の際の利用等によりまして期限超過となる備蓄食糧が比較的少なかったことから、防災教室等におきまして1人当たり配付する数量を増やすなどの工夫により消費をしてきたところであります。

今後につきましても、関係団体とも連携しまして食料の提供を必要とする方々に対する事業などでの活用など、あらゆる手段を講じて消費期限超過による備蓄食糧の廃棄が生じることのないよう努めてまいりたい

と考えております。以上です。

川崎委員長

挙手願います。

青木委員。

青木委員

私も防災資機材整備事業につきまして、追加でご質問させていただきます。予算書 65、附属資料 25 ページですが、先ほど、今のご答弁の中で屋内用テントありましたけれども、現状、市のほうで持っている屋内用テントの数というのは分かりますでしょうか。分かれば教えてほしいんですが。

川崎委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

青木委員のご質問にお答え申し上げます。現在備蓄しております屋内用テントにつきましては、畳 2 畳分、一坪ほどの大きさのもので、100 張の備蓄があったものを令和 2 年度に 100 張を追加購入しまして、現在 200 張の備蓄となっております。以上です。

川崎委員長

青木委員。

青木委員

先般の福島ですとか、あちらのほうの震度 6 強の地震のときに、相馬市さんでしたかね、非常に避難所の開設が早かったということでニュースになっておりましたが、その映像にもありましたけれど、避難所の中の室内用のテントですね、ああいう形がやはり避難者の方々のプライベートを考慮して、かつ今のコロナの対応を考えると理想的なんだろうなと考えるんですけども、北広島市でこの屋内用テント、それこそ理想としては何張ぐらいあれば、ほぼ対応できるということになるんでしょうか。

川崎委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

再質問にお答え申し上げます。現在、市では地震による最大の避難者数を 8 千人と見込んでおります。その 8 千人に対しまして何張があれば適正かという具体的な数字につきましては、現在検討していないところでございますが、8 千張を購入・備蓄するというのは、現実的ではないものですから、備蓄可能な範囲の中で、どれだけの備蓄を行うのか。

また、物品があったとしても、それを活用するのはあくまでも人間、職員でございますので、防災訓練の中で限られた資機材で効果的・効率的な運用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

青木委員。

青木委員

先ほど現状、屋内用テント 200 張ということでしたが、屋内用テントの数は別にしましても、中長期的に、来年度に限ってという話ではなく、今後も少しずつでも増やしていくというようなお考えがあるかどうか、最後にお伺いします。

川崎委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

お答え申し上げます。避難所におけるソーシャルディスタンスの確保といたしますのは、新型コロナウイルス感染症が仮に収束したとしましても、今後避難所において風邪ですとか、インフルエンザの流行はあるものと思われま。引き続き屋内用テントですとか、間仕切り等の避難所における感染防止に係る資機材の強化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

質問を受けます。挙手を願います。

永井委員。

永井委員

私からも防災資機材整備事業と防災訓練事業について伺います。

資機材整備事業の費用ですけれども、毎年 300 万円程度で予算組立てをしていますけれども、今後この予算額の拡充というのは検討していらっしゃるのでしょうか。新型コロナに関わることも含めて、様々な整備物品などが必要になってくると思いますので、ここまでやればもう十分完璧だということはないかと思うんですけれども、今後の拡充について伺います。

次に、防災訓練事業ですが、前年比減になった理由としては、新型コロナの影響により訓練自体を縮小したことに関わるということですが、この 2021 年度の予算計上においては、従前の訓練内容と同じ、同程度の内容の実施を予定しているということですが、こちらについての住民、町内会、自治会などへの周知などや、訓練内容の詳細について、確認を含めて伺います。

川崎委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

永井委員のご質問にお答え申し上げます。まず、防災資機材の整備についてであります。停電対策であったり、感染症対策など、そのとき、そのときの時勢に応じたニーズの把握に努め、また恒常的に入替が必要となります備蓄食糧につきましても、必要数量の精査ですとか、備蓄スペースの確保状況、あと費用対効果などを総合的に勘案しまして、効果的な備蓄に努めてまいりたいと考えているところであります。

整備に当たりましては、先ほど委員がおっしゃったように、毎年約 300 万円程度を計上しておりますが、アルファ化米などの備蓄食糧の消費期限超過による入替に約 200 万円を支出しているところであります。残

る大体 100 万円から 150 万円程度を整備の拡充ですとか、新規資機材の整備に充てているところでもあります。

今の時点におきましては、予算額の増加ということではなく、全国の自治体における災害対応事例なども参考としながら、より優先順位が高いと考えられる資機材の整備に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、防災訓練事業についてであります。令和2年度につきましては、委員がおっしゃいましたように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地域住民や関係機関の方等に参加を控えていただくなど、訓練内容を縮小しての実施となったところでもあります。令和3年度につきましては、従前実施しておりました訓練と同程度・同内容の実施を予定しているところでもありますので、今後の感染症の状況にもよりますが、地域住民の方ですとか、関係機関の方へも周知を図り、協働して訓練を実施してまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

資機材整備に関してのみ再質問いたしますが、今現在、優先順位が高いと考えられる資機材というのはどのようなものなのか。市でどのように考えているのか。例えば、先ほども答弁にありました電動のポータブルトイレについては、先般、東部地域で防災訓練があったときに拝見したんですけども、コロナ感染、ウイルス感染のこのような状況の中ではかなり便利なものというか、衛生的なもので良いなと思ったのですが、1台当たりが数十万単位とかする。なので、経費もかなり市のほうで準備をしておかなければいけないのかと思いますので、この優先順位が高いと考えられる資機材について、どのような考えなのか伺います。

川崎委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

お答え申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ決定的な対策が確立していないところでもあります。市では既に一定数量のマスクですとか、消毒液等を確保し、流通備蓄の確保にも努めているところでもあります。避難所におけます感染症対策につきましては、さらなる拡充の余地があるものと考えております。このため、優先順位で言いますと、ソーシャルディスタンスの確保を図るための間仕切り等につきましては、引き続き優先順位が高いものと考えております。以上です。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

今後も資機材整備事業費につきましては、財政課とかと協議をしながら、本当に例年どおりの300万円程度でいいのかということも含めて考えていただきたいと思います。終わります。

川崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

私からは1点、情報通信基盤設備管理事業について質問します。昨年度は、拡大事業として、約1億3,100万円の予算だったのですが、次年度の予算としては900万円ほど減額になっています。質問は、今年度の予算案では多様な働き方への対応を検討するため、庁外から業務を行えるモバイル環境を設定すると資料に記載がありますが、今年度の取組について、どのようであったのか伺います。

川崎委員長

若澤行政管理課長。

若澤行政管理課長

鶴谷委員のご質問にお答え申し上げます。今年度実施しましたモバイル環境の設定についてであります。公益財団法人北海道市町村振興協会の助成を受けまして、専用回線を用いずに行う臨時窓口の開設や、職員の在宅勤務について、実証実験を行ってまいりました。その結果としまして、臨時窓口の開設、あるいは職員は在宅勤務とともに解消しなければならない課題は幾つかありますけれども、実装は可能であるということが確認をされました。

今後につきましては、今回の研修において使用した技術を用いて、実際にどのような運用が可能であるか、引き続き検討を続けてまいります。以上です。

川崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再質問します。昨年度の予算立ての時点では、新型コロナウイルスの感染、流行は予測していなかったと考えます。ですが、今実際にこういう状況になりまして、リモート業務については、もう今年度、実際感染防止の対応として必要に迫り活用する状況もあったのではないかと考えます。新年度、引き続きコロナの感染予防対策は必要で継続していくことと思っておりますが、現実的な運用に向けての取組は、現時点でどのように検討していくのか伺います。

川崎委員長

若澤課長。

若澤行政管理課長

再質問にお答えを申し上げます。今回の検証結果を生かした今後の取組についてでございますが、臨時窓口の開設につきましては、今回の検証において確認された技術的な課題について、引き続き検証を行いますとともに、実際に運用する場合の手順等について、関係課と協議をしながら検討を行ってまいりたいと考えてございます。

また、在宅勤務等につきましては、窓口業務や現場対応など、在宅勤務の実施が難しい部署もありますほか、参照する資料の電子化ですとか、在宅勤務に関する規程の整備等が必要でありますこと、また、職員が無線で庁内ネットワークに接続するための体制整備など、課題が多くありますことから、今後、制度設計や費用の面も含めまして、議論を行ってまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

よろしいですか。

ちょうど12時になりましたので、午後1時まで休憩といたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後0時59分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

質疑を行います。挙手願います。

山本委員。

山本委員

私のほうからは、予算書65ページの情報通信基盤設備管理事業、附属資料では44ページのほうと、同じ情報通信基盤設備管理事業ですけども、繰越明許のほうの予算書では217ページのほうの質問をしたいと思っております。

まず、この予算書を見ますと4,500万円ほどの備品購入を行っていますけれども、購入する備品について内訳を教えてくださいたいのと、附属資料での事業の説明については、通信環境やハードなどの管理全体の統合化、一体的な運用を図るとしていますけれども、具体的にはどういうことを来年度は行っていくのか、教えてくださいたいと思っております。

それから繰越明許のほうですけれども、こちらは具体的なパソコン以外に整備するものというのは、具体的にどのようなものがあるのかということで、これも同じく事業の附属資料での説明では、ペーパーレス会議や内蔵カメラを利用したWeb会議、出張等での利用や在宅勤務に対応すべくということで、ノートパソコン等、必要な機器を整備、調達するということですが、これらの整備によって、ペーパーレスや在宅勤務などをどのくらいまで進めていく予定なのかということをお聞きしたいと思っております。

次に、同じく予算書65ページの総合情報システム管理事業のほうです。同じく附属資料も同じですが、まず公共施設等の予約システムの運用ですが、令和2年度の事業として運用を開始したWeb予約についてですが、実際には、新年度にかけて事業が展開されると思うんですが、この新年度に市民へのWeb予約についての周知、利用の説明会を具体的にどのように進めていくのかということをお聞きしたいと思っております。

それから実際にこのシステムの中身を聞きますと、1週間前からのWeb予約という内容ですが、これでは非常に予約期間が短過ぎて、使い勝手が悪いということで、かえって使われないんじゃないかと懸念されます。この前も、一般質問の中でこの問題を取り上げたときに、施設管理者や利用者から意見を聞いてやっていただきたいとお願いしていたと思うんですが、その辺りの意見は反映されているのか、お伺いします。

それから実際、この1週間前からの予約システムで実施することになると思うんですが、この運用後に、この予約システムの利用者等からの意見の反映を行って、適当な時期に運用の見直しを行うべきだと考えるんですが、その点について、どうお考えになるか、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、予算書82、83ページの選挙費です。これについては、来年度、市長選挙が最初だと思うんですが、市長選挙と衆議院選挙が行われるということでの予算が増額、ついているわけですが、この中で、投票促進に向けた取組というのを具体的に、どのような取組を行っていく予定なのかをお伺いします。

次に、予算書の198ページから199ページ、職員費のことですけれども、予算書の205ページの職員費の内訳を見てみますと、時間外勤務手当の予算なんですけれども、昨年度は1億4,400億円の時間外手当を当初予算で計上しているわけなんですけれども、来年度はそれよりも500万円ほど多くなっている。1億4,900万円の時間外手当が計上されております。時間外手当については縮減計画を立てて、順次削減していくという方針があると思うんですけれども、これで行くと時間外手当は逆に増えているという状況なので、こういう方針との整合性について、どう考えるのかをお伺いしたいと思います。

川崎委員長

若澤課長。

若澤行政管理課長

では、私のほうからまず情報通信基盤設備管理事業に関するご質問、それから施設のWeb予約に関するご質問について、お答え申し上げます。

まず、情報通信基盤設備管理事業において購入する備品についてでございますが、平成23年度に導入をいたしました基幹系ファイアウォール、こちらはインターネットを通じた不正アクセスなどの攻撃を守るためのシステムでございますけれども、こちらにつきまして、導入後10年近く経過をしたため、老朽化をしております、また製品のサポートも終了しておりますことから令和3年度に更新を行うものです。なお、令和3年度予算として計上しております備品購入費につきましては、備荒資金を活用いたしまして、平成29年度以降に購入をいたしました印刷機やパソコン、仮想サーバー等の設備に係る費用の一部を支出するものでございます。

続きまして、通信環境やハード等の管理全体の統合化、一体的運用についてのご質問でございますが、こちらの具体的な内容につきましては、過去に庁内におきまして、パソコンやシステムが導入され始めました頃、職員が使用する端末ですとかサーバー、あるいはシステムの規格が導入する部署によって様々異なっておりましたが、そのような状況下におきましては、庁内で画一的な業務を行うことが難しいことから、職員に対して統一された仕様の端末等を配付し、また、通信回線を集約するとともに、各種システムについてもサーバー室に集約するなど、総合的な管理を行いながら一体的な運用を行ってきたところでございます。現在、このような統合化はほぼ完了しておりますけれども、今後新たに導入するシステム等につきましても継続して統合化し、一体的な運用を行っていくというものでございます。

続きまして、繰越明許分のパソコン以外に整備するものは、どういったものかということでございますが、今回、庁内会議等のペーパーレス化や出張先での利用、あるいは在宅勤務などに対応できる環境整備の一貫といたしまして、ノートパソコンを購入することとしておりますが、そのほかに日常的な業務を行う際に、ノートパソコンのディスプレイのサイズでは小さ過ぎるのではないかなというような懸念もありますことから、併せてディスプレイの整備についても実施を予定しております。

続きまして、整備によりペーパーレスや在宅勤務等、どのくらいまで進めていく予定であるかというご質問でございますけれども、今回の整備を足がかりといたしまして、今後は定期的な更新時期に合わせて、現行の端末を段階的にノートパソコンへ置き換えていきたいと考えております。こういった形で置き換えますと、全職員にノートパソコンが配置された場合、庁内で実施する会議等につきましては、ペーパーレスによる実施は、ほぼ可能となるものと考えております。

また、在宅勤務等につきましては、午前中の鶴谷委員からのご質問に対する答弁と重複いたしますけれども、窓口業務や現場対応など、在宅勤務の実施が難しい部署もありますほか、資料の電子化、あるいは在宅勤務に関する規程の整備等が必要であること、また、職員が庁内で無線で庁内ネットワークに接続するため

の体制の整備など、課題が多くありますことから、今後、制度設計や費用の面も含め、議論を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、施設の Web 予約につきまして、新年度に市民への周知、あるいは利用説明会を実施しないのかといったご質問についてでございますけれども、施設予約システムにつきましては、先ほど委員からもお話がありましたように、令和2年2月から新しいシステムに移行して運用を行ってきたところでございますけれども、従前のシステムにおきましては、一部の施設において、施設利用日の1週間前からインターネットによる仮予約が可能な形で運用を行っていたところでございます。新システムに移行いたしました後、この運用につきましては、システム上の課題により一時中断をしておりましたが、このたび、令和3年3月より施設の予約の1週間前からのインターネットによる仮予約を再開することとしたものです。市民の皆様への周知につきましては、インターネットによる仮予約を再開する旨の貼り紙を掲示するなど、各施設において周知をしているところでございます。また、施設利用者の皆様への説明会につきましては、今のところ実施は予定しておりませんが、インターネットによる施設の仮予約を行う場合につきましては、各施設予約システム内に表示をされておりますマニュアルを確認をさせていただきますほか、各施設の窓口において説明を受けていただくこととしております。

続きまして、インターネットによる予約ができる期間が短いのではというご質問と、施設管理者や利用者からの意見の反映を行うべきではないかというご質問について、併せてお答えを申し上げます。今回、施設のインターネットによる仮予約を再開するに当たりまして、施設管理担当部署と4度にわたり連絡会議を実施いたしまして、協議を行ってまいりましたが、インターネットによる本予約を行うためには、予約開始日と同日にインターネット予約を開始することによって、窓口で予約する利用者との競合が生じることなどから、運用方針の再検討が必要であること、また現在、各施設条例におきまして、使用料の支払いは使用許可を受けたとき、つまり、本予約の時点で行わなければならないと定められておりますことから、使用料の支払い手法をキャッシュレス可能にすることなどの変更や、それに合わせた条例の改正等、クリアしなければならない課題が多いことが確認をされているところでございます。このため、まずは以前のシステムにおいて実施していた、1週間前からのインターネットによる仮予約を、運用において課題が残る施設を除き、実施することとしたものでございます。今後につきましては、施設管理者や利用者からの意見等も踏まえまして、インターネットによる予約の実施について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

川崎委員長

杉山選挙管理委員会事務局次長。

杉山選挙管理委員会事務局次長

投票促進に向けた取組につきまして、ご説明をいたします。

市の広報紙やホームページでの周知のほか、啓発チラシの作成・配布、広報車を使用した投票等の呼びかけ、また、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、市内商業施設等での街頭啓発などを実施してまいりたいと考えております。

また、期日前投票所につきましては、市庁舎における常設会場のほか、各地区において開設し、投票しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

川崎委員長

奥山課長。

奥山職員課長

私のほうからは、時間外の関係をご答弁させていただきたいと思います。

時間外勤務手当につきましては、働き方改革の推進や職員の健康管理の面から、縮減を目指しているところでもあります。令和3年度につきましては、市長選挙や衆議院議員選挙の予定がございまして、この2回の選挙で約1千万円の予算を見込んでいるところでもあります。この選挙にかかる予算を除きますと、約1億3,900万円となりまして、令和元年度につきましては選挙が1回ございましたけれども、これを除くと決算額は約1億5,600万円となりまして、約1,700万円減額した予算額としているところでございます。

以上であります。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、情報通信基盤設備管理事業ですけれども、段階的にペーパーレスとかを整備していくということですが、全体として、これが完成するというか、課題はたくさんあるということですが、何年ぐらいをめどに、この辺りの整備を完成させていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、総合情報システム管理事業で、Web予約のことですけれども、他市町村のいろんなWeb予約なんかを見ますと、キャッシュレスでいろいろ支払いですとか、そういうことをきちんとやって、実際の施設まで行かなくてもきちんとできるような体制というのがかなり整備されてきていると思うんです。だからそういう意味では、その辺りの事業を、課題はたくさんあるということですが、きちんと本予約とキャッシュレスの取組を合わせて、Web予約をもっと早い段階からできるようなシステムをつくっていただきたいと思います。そういう意味では、その辺りの検討の具体的な方法などについて、詳しく話せればお願いしたいなと思います。

それから次に選挙費ですけれども、この投票促進に向けた取組、いろいろやられております。期日前投票の場所も広げてきているというのは理解するんですけれども、実際に、その投票率を見ると、なかなか上がらないというような状況があります。期日前投票の問題については、以前答弁もあったと思うんですけども、実際にその期日前投票の場所を広げたことによって、どの程度効果が出ているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、職員費についてですけれども、時間外手当については選挙があるので、その分1千万円増やしているのですが、実績からすると減っているということですが、実際、この500万円ぐらいの下げということで、かなり縮減できるのかどうかというあたり、実際の目標と比べて、この予算金額というのは整合性があるのかどうかという辺りをお聞かせ願いたいと思います。

川崎委員長

若澤課長。

若澤行政管理課長

それでは、私のほうからはペーパーレスなどの取組の期間につきまして、それからWeb予約の体制の整備

について、この2点につきまして、ご回答申し上げます。

まず、ペーパーレス化の推進についてでございますが、今回、ノートパソコンを購入するという事で予算を計上しておりますけれども、現在、内部業務系の端末につきましては540台、職員に配置をしているところでございます。今後、定期的な更新の時期に合わせて、年間約150台ずつ更新していこうということで計画をしております。それが順調に進みますと、3年から4年で全職員にノートパソコンが渡るのではないかと思いますので、ハードの整備、それからソフト、職員の教育、運用方法のことも含めまして、進めていきたいと考えてございます。

それから、2点目の施設予約の体制整備についてでございますけれども、山本委員もご理解いただいておりますように、様々な課題はございますが、施設の担当部署と具体的にどういった形でということは、またこれから検討していく格好になるかとは思いますが、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

川崎委員長

杉山次長。

杉山選挙管理委員会事務局次長

期日前投票所の効果につきまして、お答え申し上げます。

本市では、平成25年の参議院議員選挙から常設の市の中央会館に加えまして、大曲、西の里、西部地区で1日。それから平成28年の参議院選挙から、団地地区でもさらに1日。また、令和元年の参議院議員選挙では大曲地区を2日間とし、エルフィンパークでも、試行で2日間実施をしたところでございます。これらの期日前投票所の増設を行う前の平成24年の衆議院議員選挙では、期日前投票をされた方の割合が、全体の約20%でございましたが、平成29年の衆議院議員選挙では28.7%、令和元年の参議院議員選挙では31.9%ということで、期日前投票をされた方の割合は上がってきているところであります。ただ、全体の投票率につきましては、選挙にもよりますが横ばい、ないし、やや減少しているという状況にございます。

以上です。

川崎委員長

奥山課長。

奥山職員課長

それでは、ご答弁申し上げます。

時間外の関係でございますけれども、先ほどご答弁申し上げました令和元年度の決算額については約1億5,600万円ということで、今年度、令和2年度の決算につきましては、これまでの執行状況から、現在のところ、約1億4千万円程度と見込んでございます。令和3年度の予算については、1億3,900万円という予算額の設定となっておりまして、選挙を除いた部分でございますけれども、時間外勤務手当につきましては、管理職を中心に、業務の見直しによりさらなる効率化を進めて時間外の縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

一つは、情報通信基盤設備管理事業ですけれども、三、四年ぐらいで大体そういう形で整備されるということですが、これは質問というよりも要望になると思うんですが、こういう形でかなりパソコンが整備されると、先ほど言ったようにペーパーレスとか在宅勤務以外に、特に住民サービス、利便性のところでもいろんなことが考えられると思うので、ぜひパソコンの整備に併せて、住民サービスの向上の点でどういことができるのかという辺りも、同時に、全庁的な視点から検討していただきたいと思います。

それから Web 予約については、課題が多いとはいえ、今コロナの問題で、なかなか対面でということが難しいという状況もありますし、流れとしては、遠距離からも、わざわざ施設に行かなくても予約できるシステムというのは、もうちょっと向上させていくべきだと思いますので、これも、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

それから選挙費なんですけれども、期日前投票の投票所を広げているということで、利用者が広がっているということは理解するんですが、投票率の向上というところが、なかなかそれに連動しないと。今まで投票所に行っていた方が、期日前投票に移行しているという状況もあると思うんです。そういう意味では、ただ、選挙管理委員会だけの問題じゃなくて、政治全体の問題ではあると思うんですが、ぜひ投票促進に向けた取組を、ぜひ、いろいろなアイデアを出しながら進めていっていただきたいと思います。

例えば、今コロナ禍でなかなか難しいと思うんですが、投票所の近くでいろんな楽しいイベントを行って、若い人やいろんな方がそういうイベントに参加することで、結果的に投票行動を促進するという取組は、結構海外では行われているということなので、そういうことも参考にして、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

それから時間外手当については、令和2年度の実績から見ますと、少し微減かというところがあるので、縮減計画について、もう少し突っ込んだ取組をしていただきたいと考えますが、その点について、考えをお聞かせ願いたいと思います。

川崎委員長

杉山次長。

杉山選挙管理委員会事務局次長

投票促進に向けた取組についてであります。本市の投票率につきましては、全道、全国平均と比べますと高いところではございますけれども、地域や年齢層によって、投票率に差が生じているところでございます。特に、若年層における投票率の向上が課題の一つであると認識をしております。このことから、選挙時にかかわらず通常時におきましても、引き続き北海道選挙管理委員会と協力をいたしまして、模擬投票などの出前講座を実施するほか、選挙の仕組みや投票の意義等について、例えば高校生・大学生等への若い世代への意識醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、委員からご提案いただきました投票時のイベント等につきましても、公職選挙法等の絡みも確認しながら検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

川崎委員長

奥山課長。

奥山職員課長

お答えいたします。

時間外勤務につきましては、災害あるいはコロナ関係ですとか、いろいろなことがございますけれども、今後につきましても、管理職を中心とした業務のマネジメント、人員の適正に配置などで縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

川崎委員長

質疑を受けます。挙手をお願いします。

藤田委員。

藤田委員

それでは5点ほど、質問いたします。

まず総務費、一般管理費、ページ数54ページであります。本市の事業継続計画、いわゆるBCPの策定状況は本年度どこまで進んだのか、まずその進み状況を確認したいと思います。

次に、総務費、車両管理費、56ページであります。市の各部署での公用車の台数を調べましたところ、20台前後持っている部署が3か所あります。その一つが総務部でありますので、総務部所管の公用車で伺います。公用車のドライブレコーダーの設置状況、令和2年度まで。それから、先日も新聞報道等もありましたが、政府は今後、いわゆる電気自動車、ハイブリッド、こういったものを積極的に導入していくという方針を固めたということが、新聞報道にありましたけれども、我が市のこういった電気自動車、ハイブリッド車の納入状況、それから今後優先して購入していく考えがあるのかどうか、まずは令和3年度は、どんな予定かも含めてお答えいただきたいと思えます。

次に防災費、62ページ。ここでお聞きしたいのは、災害時用の公衆電話、これは本市でNTTさんの協力を得ながら増やしてまいりましたが、令和2年度まで、まず何台ついているのか。それから、先日の新聞報道では、NTT自身が公衆電話を将来的に減らしていくと。その代わりに、災害用の電話対応はするとの報道も新聞等でありましたが、今後本市として、この災害時用の公衆電話の増設予定はどのように考えているのかお聞きいたします。

それから4点目、災害復旧、公共施設等地震災害復旧事業、192ページ。ここにみどりの里住民集会所の建設予算が盛り込まれておりますが、地元の意向を聞きながら、令和3年度に新たな建て替えをするということですが、現在仮設のプレハブで集会所機能を持っておりますが、一つ集会所の建設がずれ込んだ場合、今年度どうしても間に合わないという話になったときに、仮設プレハブの契約時期もあると思うんですが、その辺りの兼ね合いはどのように担当課として考えているのか、お聞きします。

最後に職員費、206ページ。職員の有給休暇の取得率は、令和2年度はどの程度だったのか。また、3年度の目標はどうかお聞きします。

川崎委員長

杉山総務課長。

杉山総務課長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、事業継続計画についてであります。現在、国が示す業務継続に関する重要6要素の策定を重点として進めており、地域防災計画等との整合性の確認や非常時の優先業務の精査を行っているところでございます。

続きまして、公用車のドライブレコーダーの設置状況についてであります。総務課所管の18台のうち、10台にドライブレコーダーを設置しているところであります。

次に、電気自動車及びハイブリッド車の令和3年度の更新予定であります。令和3年度、3台車両を更新する予定ですが、そのうち1台をハイブリッド車とする予定でございます。

以上であります。

川崎委員長

荒川課長。

荒川危機管理課長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

私からは災害時用公衆電話についてお答え申し上げます。災害時用公衆電話、いわゆる特設公衆電話サービスは、災害時等における避難所の開設に備えまして、市町村の要請により、NTTが原則無償で指定避難所等に回線整備を行うサービスであります。本市におきましては、令和2年度までに、市内7か所の施設に合計9回線の整備を終えているところであります。今後につきましては、感染症の動向にもよりますが、引き続き整備箇所数を増やしてまいりたいと考えているところであります。先月、本年2月にNTTに対しまして、令和3年度にも整備要請を行いたい意向をお伝えし、今後、具体的な整備可能箇所数ですとか、整備先の施設につきまして協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、回線を整備した際には、防災資機材整備事業の予算から電話機を購入する予定でございまして、1台1万円程度の支出が生じるものと見込んでおります。

以上です。

川崎委員長

伊達災害復興支援課長。

伊達災害復興支援課長

私からは、公共施設等地震災害復旧事業費について、ご説明いたします。

関連いたします、みどりの里住民集会所の建て替えにつきましては、昨年から数回にわたり、町内会で要望を取りまとめているところでございます。今後、工事の着手及び完成時期の見込みが立ち次第、土地所有者やリース業者、町内会と協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

川崎委員長

奥山課長。

奥山職員課長

私からは、有給休暇の関係をお答えいたします。

令和2年度の有給休暇取得状況につきましては、本年2月20日時点で10.3日の取得状況になってございます。また、取得目標の設定につきましては、北広島市次世代育成支援特定事業主行動計画において、令和6年度までに年間15日の取得目標としているところであります。

以上であります。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

じゃあ再質問、2点だけさせていただきます。

まず、事業継続計画のことで再質問します。事業継続計画は、災害時に優先順位をつけた業務をどうするかというのが主たる目的でありますけれども、その場合、本市を想定した場合、本市に大きな災害が起きたときに職員が参集してくるわけですが、その中で北広島以外の市外から通勤している職員もおります。そういったことで、場合によっては、市役所に来るのも難しいということが考えられるわけですが、そういった場合、課とか部の職員の配置で、市内通勤者、市外通勤者のそのバランスといったものは、この計画の中で考慮されているのか、確認のためお聞きします。

2点目は、公用車で再質問1点。今、約19台の車があると思いますが、この内訳としてリースと買取の車の台数は、内訳としてどうなっているのか。経費を考えた場合、リース、買取というのはどちらが有利と思われるのか。それから、以前も一般質問で各議員さんが質問していましたが、今後、公用車、軽自動車の導入というのも経費節減から行くと考えられると思うんですけども、まず、総務部としてはこの軽自動車の導入ということに関しては、どのように捉えているのかお聞きします。

川崎委員長

杉山課長。

杉山総務課長

事業継続計画における職員の居住地等についてはありますが、人事異動等もございまして、この計画に盛り込むものではありませんが、災害時における参集状況や避難所開設など災害対応業務の実施に必要な人員をあらかじめ各課で想定した上で、非常時においても、優先的に実施すべき通常業務が適切に実施されるように、計画策定の際には周知を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、公用車の状況ですけども、18台のうち買取で所有しているものは、乗用2台、バス1台の計3台で残り15台はリースとなっております。買取りにつきましては、特にバスにつきましては、調整交付金等を活用して導入をしておりますので、経費としては、リースのほうがやや高くなるのかということはありませんけれども、入札の際に残価を幾らに設定するか等によっても左右されるものと考えておりますので、費用面だけで言うとどちらが有利かというところは、なかなか難しいところではあります。ただ、管理する側としましては、リースの場合フルメンテナンスの契約をしておりますので、管理はしやすいと考えてございます。

それから、軽自動車の導入についてはありますが、車両につきましては、例えば他市への外勤等に使うのか、市内で主に使うのか、一人で乗っていく業務なのか、多人数乗っていく業務なのか、こういうこともご

ございます。また、軽自動車は、環境負荷や維持費の低減が可能だと考えておりますので、この辺りの車両の用途ですとか導入に係る経費を勘案しながら、その都度判断をしてみたいと考えております。

以上であります。

川崎委員長

ほかにございませんか。

以上で総務部、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局所管の総務費、民生費、災害復旧費及び職員費の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日予定していた審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後1時37分

委員長